２文法　第　３３　号

裁　　決　　書

審査請求人　　（略）

処　分　庁　　富山市社会福祉事務所長

審査請求人が令和３年１月５日に提起した処分庁による費用等徴収決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

１　概要

本件は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護を受給していた審査請求人について、審査請求人名義の預金口座に平成２３年１１月２１日から令和２年６月２４日までの間、審査請求人の姉又はその夫等から送金を受けていたにもかかわらず、その収入を申告しなかったため、法第７８条第１項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者」として、令和２年１０月８日付けで消滅時効が完成していない過去５年分（平成２８年２月から令和２年６月まで）の送金合計額（中略）円の費用徴収処分（以下「本件処分」という。）を行ったことに対し、審査請求人が本件審査請求を行ったという事案である。

２　前提となる事実

⑴　処分庁は、平成２３年７月２１日、審査請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

⑵　処分庁は、令和２年６月１９日、審査請求人から収入申告書及び（中略）銀行通帳の写しの提出を受けた。処分庁は、同日、同通帳写しに記載の令和２年６月１５日付けの審査請求人の姉（中略）の夫（中略）から（中略）円の振り込みがなされていた事実を確認した。

⑶　処分庁は、令和２年８月４日、担当職員が審査請求人から電話聴取し、審査請求人が自身を債権者、審査請求人の姉の夫を債務者とする、金銭貸借を度々行っていたことを確認した。そこで、処分庁は、同日、審査請求

人に対し、上記貸借の返済分の入金が収入認定に該当することを担当職員から説明した。また、処分庁は、同日、金融機関に対して法第２９条に基づく調査を実施した。

⑷　処分庁は、令和２年８月１９日、⑶の法第２９条に基づく調査の結果、審査請求人の口座に平成２３年１１月２１日から令和２年６月２４日までの間、審査請求人の姉、審査請求人の姉の夫その他複数の相手から合計（中略）円の振り込みがなされていることを確認した。処分庁は、同日、担当職員が審査請求人に電話し、審査請求人の姉、審査請求人の姉の夫から入金があることについて改めて確認をし、収入認定の対象となることを伝えた。審査請求人は、同日、その他複数の相手からの入金について、商品を購入したものの返品をしたことに伴い返金を受けたものと説明した。

⑸　処分庁は、令和２年９月ころ、担当職員から審査請求人に電話にて、上記商品の返品に伴う返金についても収入認定の対象となることを伝えた。

⑹　処分庁は、令和２年９月２４日、上記の事実経過を踏まえ、消滅時効が完成していない過去５年分（平成２８年２月から令和２年６月まで）の送金の合計額である（中略）円（以下「本件収入」という。）に対し、本件処分を行った。

⑺　なお、処分庁から審査請求人に対しては、保護開始から現在に至るまでの間、審査請求人名義の通帳の写しの提出を適宜求めており、処分庁において合計５回分の通帳の写しが保管されている。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人は、次の点から本件処分の取消しを求める、と主張するものである。

⑴　本件収入は、親族との間での一時的な立替え目的の金銭貸借によるもの及び購入した商品の返品に伴う返金によるものであり、本件収入を申告すべき収入と認識していなかった。また、嘘の収入申告をしたことはなく、通帳のコピーを求められたときは必ず提出していた。

⑵　現在活用されている生活保護のしおりには、立替金や商品の返品に伴う返還金を収入申告しなければならないという記述はない。また、平成２３年７月に使用されていた生活保護のしおりにそのような記載があったか分からない。仮に記載があったとしても、一般的な収入として認識することができないものである。生活保護のしおりを活用するのであれば、金銭の貸し借りや商品の返品による返金を収入申告義務のある収入として明記し、口頭でも十分に説明するべきである。

⑶　生活保護受給の開始当時に様々な説明を受けていたと思うものの、重度のうつ病を患い、精神科に入院加療し、体調が万全でなかったこともあ

り、説明内容を覚えていない。

２　処分庁の主張

処分庁は、次の点から本件処分は適法及び妥当なものであり、本件審査請求は棄却されるべきである、と主張するものである。

⑴　審査請求人の主張⑴に係る主張についての証拠書類がない。また、仮に金銭貸借及び商品返品に伴う返金であっても、それらの振込金は、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産を増加させるものであり、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の「収入として認定しないもの」の１７項目に該当しないものであることから、法第６１条に基づく申告義務の対象となる収入に該当する。

⑵　法第７８条第１項に規定する「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることのほか、消極的に事実を隠蔽することも含まれるとされる。審査請求人は、届出義務があるにもかかわらず、申告を怠っており、法第７８条第１項に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者」といえる。

⑶　生活保護開始時の実態調査において、生活保護のしおりを用いて説明し、書類の手渡しをしている。生活保護のしおりには「どんな収入でも正しく、くわしく届けてください。」と記載があることから、審査請求人はどんな収入でも申告する必要があることを認識していた。

⑷　審査請求人は、自身で生活保護の申請をしており、また医師が作成した精神疾患入院要否意見書においても理解力や記憶力の低下を窺わせる記載はなく、収入申告義務に係る説明内容を覚えていないとの主張は信憑性に乏しい。

理　　由

１　争点

⑴　本件収入は、申告義務の対象となる収入に該当するか。

⑵　審査請求人が本件収入について収入申告をしなかったことが、法第７８条第１項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか。

２　本件に係る法令等の規定について

⑴　法第６１条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定め、保護受給者に対して、収入等に関する処分庁への

届出義務を課している。

そして、生活保護手帳別冊問答集の第８「収入の認定」柱書は、「収入の認定には、調査による収入の実態の把握と、これを基にして収入充当額を算定する過程とがある」「収入の把握については、運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず被保護者に収入に関する申告を行わせた上でこれを基に収入に関する調査を行うこととしている」とする。

そのため、保護の実施機関は、①収入の実態の把握（保護受給者による申告及び実施機関による調査）と②収入の認定という過程を経ることとなる。

法第６１条が保護受給者に対して収入申告義務を課している趣旨は、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握し保護の適正を図るためであると解される。しかし、保護実施機関が職権により保護受給者の状況を調査し、把握することができるとしても、それだけでは保護受給者の状況を把握しきれるとは言い切れない。

そこで、保護受給者による申告は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況を把握するため欠くことのできないものであって、適正な保護の実施に当たって不可欠の前提をなすものといいうる。そうであるとすれば、保護受給者が収入を申告するに当たっては、保護実施機関が保護受給者の収入実態をありのままに把握することができる内容であることが必要となる。

それゆえ、被保護者が法第６１条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実に増加している金銭等（ただし、保護費を除く。）であれば、いかなる種類や原因であるかにかかわらず申告義務を負うものと解する必要がある。

⑵　法第７８条第１項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収するとされている。ここでいう「不実の申請その他不正な手段」とは、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成１８年３月３０日社援保発第０３３０００１号。令和元年社援保発第０５２７第１号による改正後のもの。）によると、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を隠蔽することも含まれるとされる。

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発第０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない状況にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の

実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについて、やむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入が事後になって判明したとき等は、法第６３条の適用が妥当であるが、法第７８条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第７８条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととしている。

① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき

② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

また、課長通知において、法第７８条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。このような事態を未然に防止し、法第７８条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にすることが必要であるとしている。

３　争点に対する判断

⑴　争点⑴について

本件収入が未申告であることに争いがない。

本件収入が審査請求人の姉又はその夫との間の金銭貸借に基づく返済金及び審査請求人が購入した商品返品に伴う返金であることは、審査請求人から提出された通帳の写し並びに審査請求人の姉及びその夫作成の申立書によりこれを認めることができる。

そして、本件収入については、いずれも審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産を増加させるものであり、また、次官通

知の「収入として認定しないもの」の１７項目に該当しないものである。

したがって、本件収入は、法第６１条に基づく申告義務の対象となる収入に該当すると認めることができる。

⑵　争点⑵について

ア　法第６１条の申告義務違反の事実があったのみでは直ちに「不実の申請その他不正な手段」（法第７８条）に該当するとはいえない。課長通知のとおり、法第７８条を適用することができるためには、収入申告義務の説明をしたこと及びその内容を被保護者が理解していたことが必要である。

イ　この点、処分庁は、平成２３年７月２１日に審査請求人が市役所に来庁し保護の申請をした際に生活保護のしおりを用いて説明し、書類の手渡しをしていると主張し、また、生活保護のしおりには「どんな収入でも正しく、くわしく届けてください。」と記載があることから、審査請求人はどんな収入でも申告する必要があることを認識していたと主張する。

他方、審査請求人は、平成２３年当時の生活保護のしおりを受け取ったか否かは不明であるものの、同しおりに基づいて説明を受けた記憶がないし、そのしおりも所持していないと主張する。

以上を踏まえ判断するに、平成２３年当時の生活保護しおりにおいて収入申告義務についてどのような記載があったかは不明である。また、令和３年３月１２日付け反論書添付の生活保護のしおり（令和３年１月２４日に処分庁に対ししおりを求めた上で処分庁から交付を受けたもの）を前提としても、一般的な「どんな収入でも正しく、くわしく届けてください。」との記載があるものの、貸金の返済及び購入商品の返品に伴う返金を受けた場合にも収入申告すべき義務があることの記載はない。また、生活保護のしおり以外に処分庁から審査請求人に対し収入申告義務に係る説明資料が交付された事実を確認することもできない。さらに、処分庁において合計５回分の審査請求人から提出された通帳の写しが保管されているものの、令和２年６月１９日より前に通帳の内容を踏まえて処分庁から審査請求人に対し申告義務があることを説明した記録はないし、処分庁と審査請求人との不定期の面接の際にもその説明を行ったとする記録もない。これらに加えて、処分庁には、審査請求人に係る課長通知別添２の様式（課長通知において、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にするために用いることとされている課長通知別添２の様式（生活保護法第６１条に基づく収入の申告について（確認））をいう。）も保有されていない。

以上の事実に基づくならば、処分庁から審査請求人に対し、収入申

告義務の説明をし、審査請求人が収入申告義務を理解していたと認めることは到底できない。

なお、審査請求人の精神疾患の程度及び精神疾患に伴う理解力や記憶力についても主張の対立があるものの、仮に処分庁の主張のとおり審査請求人の理解力や記憶力に問題がなかったとしても、本件収入について申告義務があることを理解していたと認めることは困難であるから、上記認定を左右する事情とはならない。

ウ　したがって、審査請求人が本件収入について収入申告をしなかったことが、法第７８条第１項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとすることはできない。にもかかわらず、法第７８条を適用して審査請求人に保護費の返還を求めた本件処分は、要件を欠き、違法であると言わざるを得ない。

４　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和３年６月２８日

審査庁　富山市長　　藤　井　裕　久